

## 病 欠 証 明 書 (保護者記入用)

学校名	金沢学院大学附属高等学校
学年・組 番号・氏名	年 組 番 氏 名
受診した医療機関	
診断名	
初診日	令和 年 月 日 ( )
療養期間	令和 年 月 日 ~ 月 日までの ( ) 日間 ※療養期間は必ず医師に確認してください。期間が出席停止の基準よりも長い場合は再度医療機関の受診及び医師記入用の用紙の提出を依頼することがあります。
上記のとおり、欠席したことを届け出します。	
令和 年 月 日	
保護者氏名 印	

※この証明書は、学校において感染症の出席停止の証明に使用するものとする。

※この様式を使用する際は、必ず『①病名 ②医療機関名 ③生徒氏名 ④発行日』の記載されている書類(写)を裏面に貼付し、登校再開後すみやかに担任に提出すること。上記の①～④の項目を証明する書類(検査結果報告書や薬剤説明書等)の写しがない場合、様式②の病欠証明書(医師記入用)を医療機関に記入してもらい、提出すること。

※定期試験の期間に罹患した感染症については様式②の病欠証明書(医師記入用)を医療機関で記入してもらい、提出すること。(この様式は使用できない。)

参考 出席停止期間の基準(学校保健安全法施行規則第19条)

- (1)第1種 治癒するまで。
  - (2)第2種 次の期間。ただし、病状により医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りでない。
    - イ、インフルエンザにあつては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
    - ロ、百日咳にあつては特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
    - ハ、麻しんにあつては、解熱したのち3日を経過するまで
    - ニ、流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
    - ホ、風しんにあつては、発しんが消失するまで
    - ヘ、水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで
    - ト、咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後2日を経過するまで
    - チ、結核にあつては、病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
    - リ、髄膜炎菌性髄膜炎にあつては、病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
- ・新型コロナウイルス感染症：発症から5日間を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで

この証明書は下記の経路を通り、保健室で保管されます。

担任→生徒(保護者)→医師→生徒→担任→保健室